

伊予市高齢者配食サービス業務プロポーザル実施要領

1 目的

伊予市高齢者配食サービス事業実施要綱（平成28年1月8日告示第12号）に基づき、高齢者の食生活の自立及び健康増進を図るとともに、安否確認を行い在宅での生活を支える等目的を十分に理解し、業務を実施できる業務者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

伊予市高齢者配食サービス業務

(2) 業務内容

「別紙伊予市高齢者配食サービス業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりにする。

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料の限度額

伊予地域 165 円

中山地域 583 円

双海地域 429 円

消費税及び地方消費税相当額を含む。なお、消費税及び地方消費税相当額の率は10%で計上するものとする。

3 参加資格の要件等

本プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 関係法令を遵守し、業務を整備、運営するために必要となる十分な資力、能力、意欲等を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条第1号から第3号までの規定に該当していない者であること。また、契約の履行に係る業務の一部を第三者に請け負わせる場合にあっても同様とする。
- (5) 伊予市の福祉行政をよく理解し、運営において積極的に協力できる者であること。

- (6) 所在する市町村の税を滞納していないこと。
- (7) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと。
- (8) 応募業務者自らが運営するものであること。

4 本プロポーザルの参加手続き

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を伊予市長寿介護課に提出すること。なお、各様式、仕様書等については伊予市ホームページよりダウンロードすること。

※伊予市ホームページ <https://www.city.iyo.lg.jp/>

(1) 提出期間

令和6年2月7日（水）から令和6年2月13日（火）まで

※受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出方法

持参または郵送とし、郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期間中に必着のこと。なお、伊予市は郵送中の事故に伴う損害賠償に関しては一切の責任を負わない。

(3) 提出先

〒799-3193 愛媛県伊予市米湊 820 番地

伊予市市民福祉部 長寿介護課 Tel089-909-6332

(4) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

ア 参加申込書（様式1）

イ サービス提案書（様式2）に記載されている関係書類

ウ 食品衛生責任者であることを証明する書類を提出すること。ただし、現時点で配置していないが令和6年4月1日時点において配置予定の場合は、配置予定日及び氏名が分かる書類を添付すること。証明する書類は、後日提出すること。

エ 見積書（様式3）

(5) 提出部数

正本1部と副本5部の計6部とし、内容は次のとおりとする。

ア 正本、副本ともにファイルに綴じて業務名を記入することとし、正本のみ業務名の後にカッコ書きで正本と記入すること。

イ 正本がカラー刷りの場合は、副本もカラー刷りとする。

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルの内容に関する質問は、質問書（様式4）に記入の上、伊予市長寿介護メールアドレスに電子メールで提出することとし、手続きは下記のとおりと

する。なお、着信確認は質問者の責任において行うこと。

※伊予市長寿介護課メールアドレス cyojyu-kaigo@city.iyo.lg.jp

(1) 受付期間

公募開始から令和6年2月13日（火）まで

(2) 回答方法

質問内容及び回答は、令和6年2月5日（月）までに、随時ホームページ内において公表する。

6 評価及び審査

(1) 選定方法

伊予市高齢者配食サービス業務プロポーザル審査委員は、「参加要件資格等」を満たしている参加表明者について、評価基準に基づき、選定委員会が評価し審査を行い、優秀な業務者を優先交渉権者として特定する。

(2) 最高得点が2者以上あった場合の決定方法

ア 価格点の獲得点数により、優先交渉権者及び次点者を決定する。価格点の獲得点数が同点の場合、実施体制の獲得点数により、優先交渉権者及び次点者を決定する。

イ 上記アにより、委託候補者及び次点者が決定しない場合は、委員長により決定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は提案者に書面において通知する。また、伊予市ホームページ内において公表する。

(4) その他

申込者が1者の場合であっても、選定委員会において、適切な業務の遂行が可能か評価し審査する。

7 契約の締結等

優先交渉権者と、契約の交渉を行う。契約に関する協議が合意に至らない場合は、評価により順位付られた上位の者から順に、契約締結の交渉を行うものとする。

8 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

(1) 提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 審査員又は関係者に本企画提案に対する助言を求めた場合

(5) 「3 参加資格要件等」の各号に該当しない場合

9 評価基準

別紙1のとおり

10 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、応募等、本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は1業務者につき1案とする。
- (3) 書類提出後の企画提案等の修正、変更又は追加は認めない。
- (4) 提出された書類の返却はしない。
- (5) 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、業務者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに担当課へ辞退届（任意様式）を提出すること。
なお、辞退した場合でも、これを理由として今後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

11 スケジュール

	事 項	年 月 日
①	業務者募集公告	令和6年1月24日（水）
②	仕様書、説明書及び評価基準の配付	令和6年1月24日（水）から2月13日（火）
③	質問書の提出期限	令和6年2月5日（月）
④	サービス提案書の提出期限	令和6年2月13日（火）
⑤	選定委員会による審査	令和6年2月16日（金）（予定）
⑥	審査結果の通知	令和6年2月下旬（予定）
⑦	業務委託契約の締結	令和6年3月下旬（予定）

※ただし、予定であり変更する場合がある。